

通所型サービス（従前相当） 令和2年4月1日以降

No.	課題	質問	回答	発出日
1	通所型サービスと介護予防通所リハビリテーション	通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。	通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなります。	R2.3.2
2	通所型サービスの日割計算について	同月内に通所型サービスと短期入所生活介護等を利用した場合に日割り計算は必要か。	1月の通所型サービス利用回数が一定回数を超え包括単価となる場合で、同月内に介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用した場合は、通所型サービスについて日割り計算を行います。	R2.3.2
3	通所型サービスの利用回数について	要支援1の利用者が、通所型サービスを週2回利用することは可能か。	適切な介護予防ケアマネジメントに基づき週2回利用することは可能です。ただし、その場合において事業費は1,655単位が上限となります。	R2.3.31
4	通所型サービス事業所の複数利用	サービス利用票について、計画と実績が異なった場合、あらかじめ利用者の同意を得る必要はあるか。	不要です。	R2.3.2
5	通所型サービス事業所の複数利用	利用料変更にもなう重要事項説明書の説明同意はいつまでに得ておけば良いか。	令和2年度のサービス利用開始までに利用者等に説明し、同意を得ておくことが望ましいと考えます。	R2.3.2
6	通所型サービス事業所の複数利用	1月に複数の通所型サービス事業所を利用する場合、それぞれの事業所を利用する目的を介護予防ケアマネジメントで明確にすることとあるが、例えば、事業所の都合（定員オーバ	単価設定変更にもない、1月に複数の通所型サービス事業所を組み合わせることを可能とした趣旨は、要支援者等の通所型サービスについて提供時間の定めがないところ、近年、従来の1日型のサービスを提供する指定事業所ほか、短時間のリハビリ特化型の指定事業所が増えてきたことから、それらを組み合わせたサービス提供が利用者の自立支援に効果的であると判断したものです。 したがって、通常、1月に複数の通所型サービス事業所を利用する場合は、それぞれが提供時間や、サービス内容等につき異なった特徴を持つ事業所であることを想定しています。	R2.3.2

		一)により週1回しか利用できない場合、複数の事業所を利用することが可能か。	ご質問のケースについては、複数利用がサービス利用回数を確保するために行われるものであり、趣旨と異なるため、介護予防ケアマネジメントに位置付けた必要な回数を提供できる一の事業所で調整を図るよう努めてください。	
7	通所型サービス事業所の複数利用	複数の通所型サービス事業所を利用した場合、月の合計額が包括単価以下となるよう利用回数を調整することとあるが、例えば要支援2の方がA事業所を4回、B事業所を4回利用する計画であったが、利用者の都合等によりA事業所を3回しか利用できなかった場合に、包括単価の範囲内でB事業所を5回利用することは可能か。	No.6にお示しているとおり、1月に複数の通所型サービス事業所を利用する場合は、それぞれが提供時間や、サービス内容等につき異なった特徴を持つ事業所であることを想定しています。 したがって、包括単価の範囲内で各事業所の利用回数を調整することは想定していません。	R2.3.2
8	通所型サービスの利用回数について	要支援1の利用者につき、1月のうち週2回サービスを利用する週を設定することで、包括単価で請求することは可能か。	通所型サービスは、地域包括支援センターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により適切なサービス利用回数が設定されるものであり、要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用を想定しています。 1月あたりの利用回数は、利用者の状態像の悪化により、当初計画していた以上に多くのサービス提供になることはあり得るため、そうした場合に包括単価で請求することは可能です。 しかしながら、 <u>包括単価で請求するため</u> 、あらかじめ要支援1で月に5回以上、要支援2で月に9回以上サービス利用回数を設定するような介護予防ケアマネジメントは認められません。	R2.3.31